

はじめに

障がい者雇用

ともに働き、ともに生きる

神奈川県では、令和5年4月に「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行しました。

この条例では、事業者の責務として、障がい者が多様な分野の活動に参加できるよう努めることや、合理的な配慮に努めることなどを定め、誰もが喜びを実感することができる「ともに生きる社会」の実現を目指しています。

障がい者雇用の現場において、この理念は障がい者の多様な力を職場に取り入れて、「ともに働く」ことに他なりません。

すでに障がい者雇用に取り組む企業からは、障がい者と「ともに働く」ことで、社内全体の業務を見直し、適材適所の視点で業務を任せることにより、障がい者を含む多様な人材が活躍できるようになった、会社の生産性が上がり、時間外労働が減るなど、働きやすい職場になったといった声も聞かれます。

このガイドブックでは、神奈川県内で障がいのある社員の力を活かし、障がい者雇用の支援機関と連携しながら、「ともに働く」職場を実現している企業の声とともに、障がい者雇用のプロセスを紹介しています。障がい者雇用に向けた理解を深めるステップ1から、職場定着のステップ5まで、障がい者雇用のステップのエッセンスを盛り込んでいます。

職場の中でお互いに理解し合い、合理的配慮を検討するプロセスこそ、「ともに働く」職場づくりです。

障がい者雇用ガイドブック INDEX

STEP 1

障がい者雇用に向けた理解を深める

P4-5

まずは障がい者と一緒に働くイメージを持とう！

STEP 2

職務の選定

P6-7

仕事の内容はどうする？

STEP 3

雇用に向けた社内環境整備

P8-9

一緒に働く環境づくりも大切！

STEP 4

採用活動(募集～採用)

P10-11

求人し、採用者を決めよう！

STEP 5

職場定着

P12-13

一緒に働こう！

障がい者雇用に関する制度 → P14

障がい者雇用を支援する主な機関 → P15-P16

神奈川県障害者雇用促進センター

所在地：横浜市中区寿町1-4

かながわ労働プラザ5階

電話：045-633-5441 (直通) または

045-633-6110 (かながわ労働プラザ代表)



まずはご相談ください！

これまで障がい者を雇用したことがないのですが、当社でもできるでしょうか？



初めて企業

(障がい者雇用の経験がない企業)



先輩企業

(すでに障がい者雇用に取り組んでいる企業)

障がい者雇用は、ステップごとに進めると取り組みやすかったですよ。

全てを企業だけで準備しなくても大丈夫です。障がい者雇用に取り組む企業の相談に乗ったり、助言をする機関（支援機関）があります。障がい者雇用を進めるためには、こうした支援機関との連携がポイントです！主な支援機関は、P15とP16で紹介しています。

「まずは相談してみたい」という方には、県の支援機関として、「神奈川県障害者雇用促進センター」があります。



支援機関

ポータルサイト

研修会などのイベント情報、神奈川県内の支援機関、雇用事例、障がい者雇用のヒントをご紹介します！



ともに歩むナビ

検索

障がい者雇用に関する制度

障がい者雇用率制度

詳しくは
P14

2.5% → 2.7% (2026年7月～)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、民間企業の場合、常時雇用している労働者数の2.5% (2026年7月からは2.7%) 以上の障がい者を雇用することを義務付けています。

40.0人 → 37.5人 (2026年7月～)

障がい者雇用率制度が適用される民間企業の範囲は、常時雇用している労働者数40.0人 (2026年7月からは37.5人) 以上です。

障害者雇用納付金制度

50,000円

常時雇用している労働者数が100人を超える法定雇用率未達成の企業は、法定雇用障がい者数に不足する障がい者数に応じて1人につき月額50,000円の納付金を納付しなければなりません。

29,000円

常時雇用している労働者数が100人を超える企業で法定雇用率を超えて障がい者を雇用している場合は、その超えて雇用している障がい者数に応じて1人につき月額29,000円の調整金が支給されます (常時雇用している労働者数が100人以下の企業で、雇用障がい者数が一定数を超えている場合は、その一定数を超えて雇用している障がい者数に応じて1人につき月額21,000円の報奨金が支給されます。)

※ 常時雇用している労働者数が100人を超える全ての企業は納付金の申告義務があります。